

自動運転タクシーの実装に向けたロードマップ

2026年と見込まれる自動運転タクシー実装に向けて、**ビジネスモデルに対応した規制緩和等**に取り組むとともに、**認証基準等の具体化による安全性の確保**、**運輸安全委員会における自動運転車に係る事故調査体制の確保を通じた再発防止**、**被害が生じた場合における補償の観点から、自動運転タクシー実装のための制度を構築する。**

ビジネスモデルに対応した規制緩和等

1 管理の受委託の運用の明確化

自動運転の専門性を有すると認められる者については、タクシー事業の許可を有していなくても、その管理を受託し、タクシー事業者と供に自動運転タクシーが運行できるよう、運用を明確化（年以内に結論）

2 特定自動運行時に必要な運行管理の在り方

特定自動運行の場合、特定自動運行保安員の管理が主となるため、当該業務に即した運行管理者の要件を明確化（1年以内に結論）

3 タクシー手配に係るプラットフォームに対する規律の在り方

旅行業の登録を得てタクシー手配に係る費用を徴収しているプラットフォームに対する、道路運送法の観点からの新たな規律（1年以内に結論）

自動運転SWG※とりまとめを踏まえた3つの観点

1 認証基準等の具体化による安全性の確保

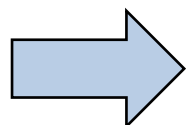
自動運行装置に係る認証基準等の具体化による、自動運転車の製造者が満たすべき安全性能の明確化（1年以内に結論）

2 事故原因究明を通じた再発防止

責任追及から分離された事故原因究明を通じて再発防止を図るべく、運輸安全委員会における自動運転車に係る事故調査の体制の確保（1年以内に結論）

3 被害が生じた場合における補償

運行供用者責任の考え方、被害者補償の在り方等の点を含め、自賠法における損害賠償責任の明確化（2025年中に結論）



これらの検討を短期集中的に行うため、**交通政策審議会自動車部会の下に、新たに「自動運転ワーキンググループ」を設置。**結論を得たものから**順次制度化を推進。**